

## 再び犯罪に向かわないために

福祉の支援が必要な人の地域生活定着を目指して

刑務所等矯正施設の入所者の中に、高齢もしくは障害があるにもかかわらず、本来必要とされる福祉サービスを受けることなく、再犯につながってしまう人が少なくないことが明らかとなっています。こうした中、このような刑務所等出所者を円滑に福祉サービスにつなげるために、刑務所等への社会福祉士等専門職の配置や、都道府県に「地域生活定着支援センター」が設置されるなど取り組みが始まっています。

今号では、横浜刑務所、横浜保護観察所、神奈川県地域生活定着支援センターの取材を通して、刑務所等矯正施設出所者への社会的ケアについて考えます。

## 刑務所に多くいる高齢者や障害のある人

「刑務所を自分の家だと思っている人がある」。横浜刑務所では、刑務所の高齢化の課題を実感しています。入所後、認知症が進んだケースですが、刑期を終えるまで退所することができません。自分の罪を償うために入所しています。「症状は進み、本人自身が罪を犯したことすら認識できず、受刑の意味が理解できない」と横浜刑務所の担当者は話します。全国的に刑務所に入所している人の高齢化が指摘されている中で、横浜刑務所においても高齢者

の割合は高く、六十歳以上の入所者は、全体の約一八%（収容人数約千三百名）にのぼります。

また、刑務所に入所する際にいう知能指数を計るIQ検査から見ると、横浜刑務所の約二割の人が、軽度もしくは重度の知的障害が疑われ、中には字が書けない、読めない人もいるそうです。

民間が関わった研究調査では全国の対象受刑者約二万七千人のうち知的障害が疑われる人が四百十名、うち福祉サービス利用にもつなげる療育手帳を所持している人はわずか二十六名と、福祉の支援の網からもこぼれている人が少なくありません。

## 誰ともつながりがないまま出所へ

刑務所を出所した人の多くは、身元引受人が見つかるなどとして、刑期中に退所し（仮釈放）、保護観察付で、保護観察所や保護司が関わりながら社会の中で更生していくこととなります。

一方で、身元引受人等がないため仮釈放とならず、刑期を満期で終える人も少なくありません。

横浜刑務所の担当者は、「家族や親戚は、犯罪を繰り返してきた人を受け入れ、支えていく感情にはなりにくい。亡くなった時の本人の納骨も拒否されるほどの家族

関係もある」と言います。こうした周囲の感情もあり、頼れる人や帰るあてもなく、身一つで刑務所から出所する生活を余儀なくされます。

## 繰り返さざるを得ない犯罪

また、法務省の特別調査（平成十八年）によると、満期出所者が年間約七千二百人いるうち、高齢者または障害があり自立が困難な人が約千人いることが明らかになっています。

さらに、この中の六十五歳以上で五年以内の刑務所再入所率は七十%と高くなり、六十五歳以上の再犯者の約四分の三が二年以内に「再犯」におよぶと言われています。そうした犯罪の中には、「食べる物もなくなり、パンと飲み物を盗み、懲役となり、その後も刑務所への入所は、数回に及ぶ」といったこともあるそうです。

